

ヒタリツブテ 左隣 能美郡輕海郷に屬する部落。ヒタリとのみ通稱する。

ヒチカタアキウチ 土方明氏 通稱采男、勘左衛門。寶曆十一年父孫三郎氏知の遺知千三百石を襲ぎ、御馬廻に班し、御普請奉行・御作事奉行・御先簡頭・町奉行を經、天明五年五月御馬廻頭に進み、同年十一月廿八日自殺した。その弟勘右衛門榮氏、祖父の遺跡として五百石を領し、家を起した。

ヒチカタウチヂンヤ 土方氏陣屋 土方雄久が能登に所領を有してゐた間は、鹿島郡山崎に陣屋を置き、代官がこゝに駐在してその所務を扱つた。後土方雄賀以後は羽咋郡四町に代官を置いてあつた。

ヒチカタウチムネ 土方氏棟 通稱勸解由。河内守雄久の子丹後守雄氏(掃部頭雄重同人カ)の庶子七左衛門は洛に在つて處士となつてゐたが、その子が氏棟であつた。氏棟前田綱紀に仕へ、祿漸く進んで千三百石に至り、延寶八年閏番、貞享三年御小將頭、元祿三年御馬廻頭となり、七年十一月廿三日六十一歳を以て歿した。子孫藩に世襲する。

ヒチカタウチリヨウ 土方氏領 能登には幕臣土方氏の所領があつた。その沿革概ね左の如く、邑名は附録に載せた。

(一)土方雄久一慶長五年土方河内守雄久は、前田利長から越中新川郡布市村等一萬石を分與せられ、陸奥菊多郡窪田等壹萬石と共に之を領した。

慶長十一年能登の中羽咋郡十八ヶ村・鹿島郡二十一ヶ村・鳳至郡二十二ヶ村・珠洲郡一ヶ村、合計六十二ヶ村一萬石を以て、雄久の新川郡に於ける前領に代へられた。この能登領は、實は

一萬三千石の高を有するものであつた。雄久慶長十三年十一月卒し、後掃部頭雄重・河内守雄次・山城守雄直を經て、伊賀守雄隆に至つた。

(二)土方雄隆一天和元年本領武藏岩槻一萬石の中八百五十石及び能登領一萬石中八ヶ村千石を割いて弟民部雄賀に與へ、雄賀は更に能登領千石の内二ヶ村百五十石を割いて、その次子長十郎に分與した。之を以て雄隆の領は六十一ヶ村九千石となつて貞享元年に至つた。(村數の符合せざるものは入會の村あるによる)

貞享三年七月廿一日徳川綱吉は、雄隆の能登領を、その本領武藏岩槻九千石餘と共に沒收して幕府の直轄とした。

(三)土方雄賀一天和元年武藏に於ける八百五十石と共に、能登七ヶ村八百五十石を雄隆から受け、子孫相襲いで江戸麻布鷺森に住した。兼三郎の時、明治元年三月政府はその能登領を加賀藩に寄田としたが、五月兼三郎は恭順の意を表して再び之を領し、羽咋四町村に移り住み、二年六月に至つて之を政府に奉還した。

(四)土方長十郎一天和元年能登二ヶ村百五十石を父雄賀から受けたが、元祿十六年長十郎は遠山内膳政徳の養子となり、主殿頭政貞と稱した。因つてその前領は幕府の有に歸した。

ヒチカタカツヒサ 土方雄久 通稱勸兵衛、後河内守。前田利家夫人天徳院の甥で、利長の從弟であつた。初め織田信長に仕へ、又信雄に屬し、次いで豊臣秀吉に臣事して尾張犬山城に四萬五千石を領した。慶長四年八月利長の大坂から國に歸つた時、九月七日増田長

盛・長東正家は、利長が計を淺野長政・大野治長及び土方雄久に授け、重陽の佳辰に徳川家康の大坂城に登るを待ち、之を害せんとする企あることを家康に諷ひた。家康乃ちその日の登營を廢し、十月八日長政を領邑甲斐府中に還らしめると共に、雄久を常陸太田に、大野治長を下野結城に移した。然るに五年豊徳二氏の相反目するに及び、家康はまた雄久を招き、七月廿四日加賀に使して利長に美濃・尾張に來會すべきことを告げしめ、尋いで九月十三日家康が利長に、現下の急に應ぜん爲、丹羽長重・青木秀以と和して進軍すべきことを命じた時も、その使者は雄久の爲す所であつた。後にこの周旋の功により利長から越中新川郡一萬石の地を受けたが、次いで能登のうちで代へられた。

ヒチカタキユウリヨウコウ 土方舊領考 一册。文政二年田邊政己著。慶長五年土方雄久が前田利長から越中新川郡で一萬石を與へられ、同十三年能登國へ轉せしめられてから、その地が幕府領・幕臣領又は前田氏に預地となつた沿革を記したものである。

ヒツサイセンセイソウ 瑟齋先生遺草 一册。大地昌言の詩で、寛保三年から延享四年までの作を録し、終に寛保二年六月神谷内神社奉納の詩百篇を添へてある。

ヒツサンホウ 筆算法 一册。遠藤高環著。乗算九々を記する小箋を用ひて乗除を遂行し得る法を、著者は筆算法と名づけたものであり、算盤を座右に置くことを好まぬ士大夫の爲に便じたのである。この法はもと算法統宗より出で、元祿六年大坂鈴木重次の著重寶記にも因乘の圖として記載するもので、高環の

發明ではない。

ヒツソク 這塞 藩政の時、士人の微罪を罰するに這塞があつた。這塞は遠慮と似て居るが、寛文頃の法令で、前者は知行を與へるが扶持を給せず、遠慮は知行・扶持共に給するとなつてゐた。僧侶にも這塞の罰があつたが、それは單に隱居よりは軽い程度のものであるに止つてゐた。

ビツチユウバシ 備中橋 金澤橋梁記に、『備中橋、備中町』とある。備中町の道路なる小橋をいうたのであるが、今はその名がない。

ビツチユウマチ 備中町 金澤の町名。元祿の地子町肝煎裁許附には備中上ヶ地町とあるが、後に略して備中町と呼ぶやうになつた。もと岡島備中の下邸であつたが、分祿して家秩減少した爲に下邸を上ヶ地となし、地子町となり、後更に諸士の邸地として興へられたものと見える。

ヒツパリギリ 引張切 寛文七年御馬廻組の士今枝牛之助の若黨が、主人を傷つけた時、牛之助の知行を沒收し、若黨を隼川川下で引張切に處した。その外足輕小頭にして、配下に高利を以て貸銀したものが、之に行はれたことがある。後世にはこの刑がない。

ヒツブノシヨウ 疋夫抄 三册。兵法拔書疋夫抄ともいふ。有澤永貞が寛文四年に之を著し、元祿二年更に校訂を加へたもの。甲州流兵學に基づき、何人も知らねばならぬ戰陣の名目、軍中の常法を擧げたものである。

ヒツブノシヨウシカイ 疋夫之抄私解 十二卷。有澤武貞撰。本名は兵法拔書疋夫抄私解。永貞の疋夫抄に就いて、更に解釋を加へたものである。